

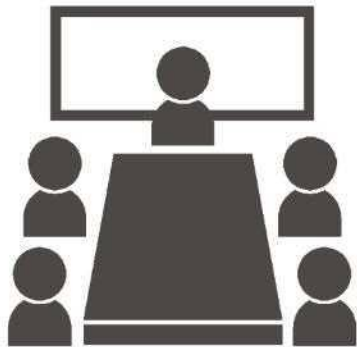
くらしやすいを

「ふつう」にしよう



みなさんが「くらしやすいと実感することができるまち」にしていく取組を進めるために条例ができました。

尼崎市は 人権問題に取り組みます。

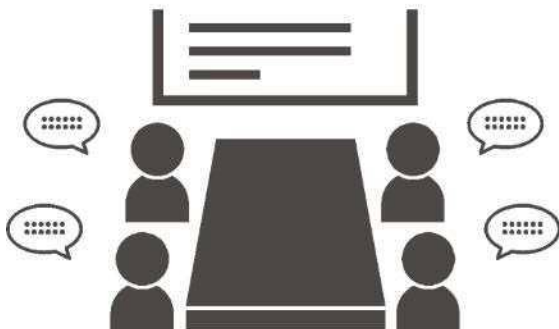


人権に関する取組を進めます

市は人権についての教育、啓発などのさまざまな取組を進めていきます。また、人権についての相談や支援にかかる体制整備も進めていきます。

そのための計画を作ります

市は人権についての取組を進めていくための計画を作ります。



その計画をチェックします

計画がちゃんと実行されているかをチェックするための「審議会」を設置します。

みんなで人権に関心を持ちくらしやすいまちにしていきましょう。



お互いを知ろう。



行動や態度に示そう。



知らないものに関心を深めよう。



人権について学び続けよう。



いじめや暴力はダメ。



人を傷つける言葉はいけない。

条例の前文にはこのようなことが書かれています。

人権とは、一人ひとりがかげがえのない尊い存在であるとして尊重される権利であり、全ての人生まれながらにして持っている普遍的な権利です。

一人ひとりがかげがえのない尊い存在であることが認められ、尊重される社会を実現していくためには、子どもも大人も、また、個人や団体にかかわらず、私たちそれぞれが、不当な差別や排除、暴力等を許すことなく、互いの多様性を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても理解と関心を深め、これらを行動や態度に表していくことが必要です。


私たちは、相互理解を深め、人権の尊重について学び続けなくてはなりません。

ここに、私たちは、こうした思いを共有し、将来にわたり人権文化いきづくまちづくりを進めていくため、この条例を制定します。



条例前文のすべてはホームページでご覧いただけます。

人権に関する相談窓口

相談内容	電話番号	曜日と時間	担当	備考
人権問題全般	TEL.06-6489-6658 FAX.06-6489-6661	月～金 9:00～17:30	尼崎市役所ダイバーシティ推進課 (じんけん何でも相談隊)	メールアドレス ama-jinkensoudan@city.amagasaki.hyogo.jp
	TEL.06-6429-7640 FAX 同上	月～金 9:00～21:00 第2・第4 土 9:00～17:00	地域総合センター 上ノ島	
	TEL.06-6499-3500 FAX 同上		地域総合センター 神 崎	
	TEL.06-6436-8681 FAX 同上		地域総合センター 水 堂	
	TEL.06-6416-5729 FAX.06-6419-0045		地域総合センター 今 北	
	TEL.06-6438-5875 FAX 同上		地域総合センター 南武庫之荘	
	TEL.06-6423-5266 FAX 同上		地域総合センター 塚 口	
	TEL.06-6489-6400		火 13:00～16:00	
	TEL.06-6482-7417 FAX.06-6482-7402	月～金 8:30～17:15	神戸地方方法務局 尼崎支局	
 担当地区が 選べます			高齢者のご相談は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター にご連絡ください。	
障害者虐待通報・ 緊急窓口	TEL.06-4950-0422 FAX.06-6428-5118*	毎日 24時間 *休日は・夜間の ファックスは、翌 開庁日からの対応	北部保健福祉センター 北部障害者支援課	JR 神戸線より北にお住まいの方
	TEL.06-6415-6248 FAX.06-6430-6803*		南部保健福祉センター 南部障害者支援課	JR 神戸線より南にお住まいの方
障害者差別解消法 に関する相談	TEL.06-6489-6577 FAX.06-6489-6351	月～金 9:00～17:30	尼崎市役所 障害福祉課	
外国人向け相談	TEL.078-382-2052 FAX.078-382-2012	月～金 9:00～17:00	兵庫県国際交流協会	日本語・英語・中国語・スペイン語・ ポルトガル語
	TEL.078-232-1290 FAX.078-271-3270	土・日 9:00～17:00	NGO 神戸外国人 救援ネット	日本語・英語・中国語・スペイン語・ ポルトガル語・ベトナム語
DV 等女性の悩み	TEL.06-6436-8636	水・金・土 10:00～12:00 13:00～16:00 18:00～20:00	女性センターテレビエ	女性相談専用電話
	TEL.06-4950-0589	月～金 9:00～17:30	尼崎市配偶者暴力相談 支援センター	
子どもや子育て で困ったら	TEL.06-6430-9989 FAX.06-6409-4297	月～金 9:00～17:30	尼崎市子どもの育ち 支援センター いくしあ	
	TEL.0120-0-78310 毎日 24 時間		TEL189 毎日 24 時間	
	24 時間子供 SOS ダイヤル		児童相談所全国共通ダイヤル	

これらの人権問題を解決するために、平成28(2016)年に人権にかかる3つの法律が制定されました。

障害のある人の人権

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

この法律では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための支援措置などについて定めています。

平成28(2016)年4月1日施行



詳しくは
ホームページへ

外国人の人権

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

ヘイトスピーチとは、街頭デモやインターネット上で、特定の国の出身者たちなどを、その国の出身などであることのみを理由に一法的に社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする内容の差別的な言動のことです。

平成28(2016)年6月3日施行



詳しくは
ホームページへ

部落差別(同和問題)

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

最近では、差別的な文章をインターネットなどを利用して意図的に広めるなどの部落差別問題が起こっています。この法律は、現在もなお部落差別が存在することを踏まえて部落差別のない社会を実現することを目的としています。

平成28(2016)年12月16日施行



詳しくは
ホームページへ

しょうがい ひと じんけん かんが
障害のある人の人権について考えてみよう

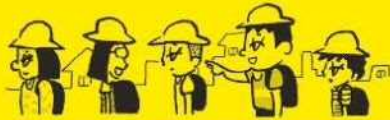
かんが
ハイトスピーチについて考えてみよう

ぶ らく もん だい かんが
部落問題について考えてみよう

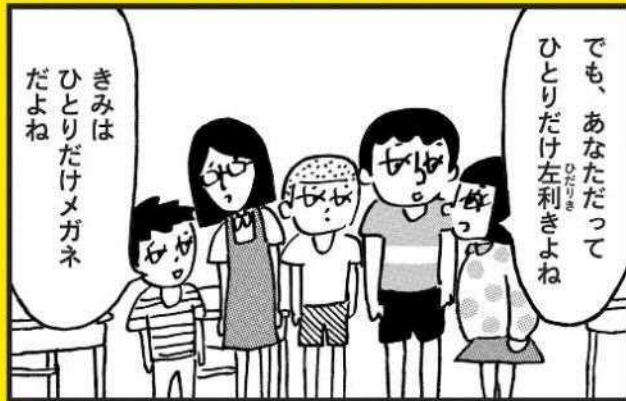


✨ ✨ **くらしやすいを「ふつう」にしよう。** ✨ ✨

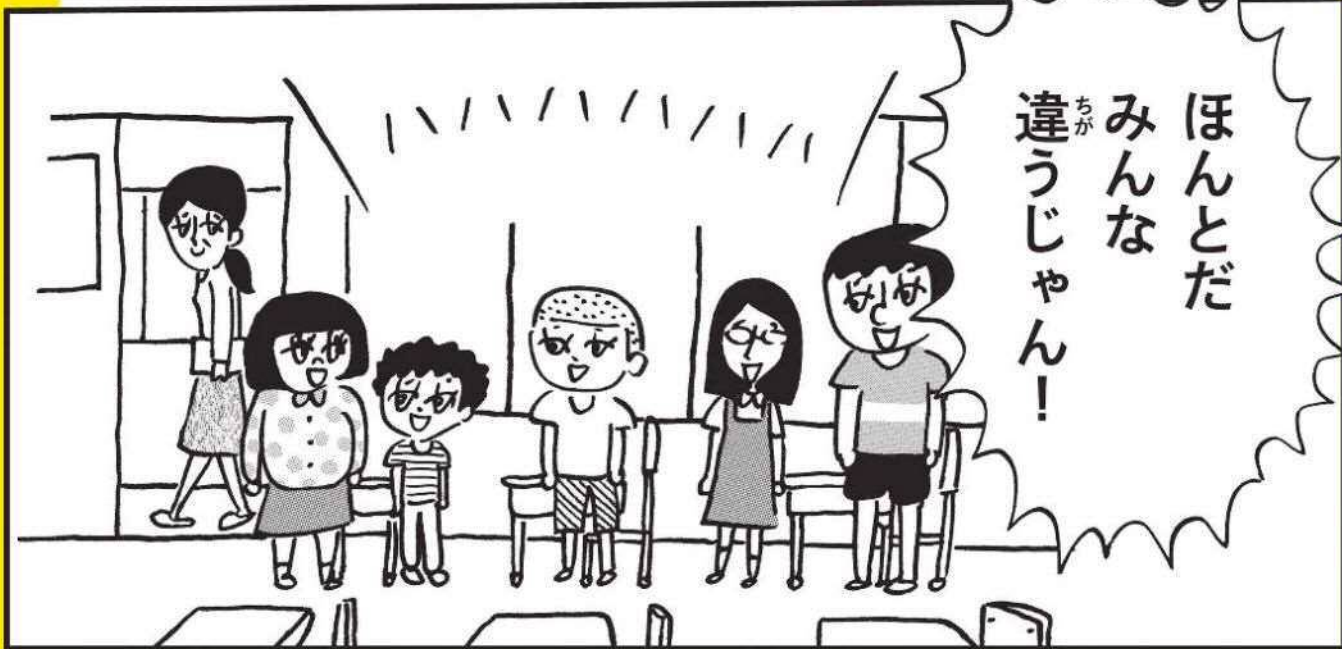
多様性を認め合い、つながり・支え合い・くらしやすいと感じられるまち、あまがさきを目指しましょう。



じん けん もん だい なん 人権問題、って何だろう？



©大橋裕え



わたしの「ふつう」と、あなたの「ふつう」はちがう。
それを、わたしたちの「ふつう」にしよう。

一人ひとり、「ちがい」があるのは当たり前。
多様な価値観を受け入れて、お互いの個性を認め合いましょう。



※これは、愛知県の「平成28年度人権啓発ポスター」です。愛知県庁さんから、承諾をもらっちゃいました！ありがとうございます。